

広島県告示第二百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十九年広島県告示第三百七十三号で認可した竹原都市計画下水道事業竹原公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十五年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称

竹原市

二 都市計画事業の種類及び名称

竹原都市計画下水道事業竹原公共下水道

三 事業施行期間

平成二年二月八日から平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

平成十九年広島県告示第三七三号の事業地のうち、竹原市中央四丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分

平成十九年広島県告示第三七三号の事業地に、竹原市竹原町字西山、本町一丁目、本町三丁目、田ノ浦一丁目及び田ノ浦二丁目を加え、同事業地のうち、中央四丁目、字多井二ノ割、字吉崎、塩町三丁目、塩町四丁目地内において事業地を変更する。